

秋田市告示第301号

次の更正決定通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該更正決定通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年12月16日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受ける者の住所および氏名

納税義務者住所	納税義務者氏名
秋田市外旭川字家ノ前97番地	猪 股 万希夫
住所表示なし	亡猪股万希夫相続財産

2 送達する書類

令和4年度固定資産税（賦課）更正決定通知書

令和4年度固定資産税（土地・家屋）更正決定通知書